

モバイル電池 火災相次ぐ 海外粗悪品 ネットで流通

竹田章紘

リチウムイオン電池を内蔵するモバイルバッテリーなどが原因の火災事案が続発している。国は法令を改正して規制を強化しているが、海外事業者がインターネットを通じて粗悪品を消費者に販売するケースもあり、対策は一筋縄ではいかないのが現状だ。分別せずに廃棄したリチウムイオン電池が発火し、ごみ処理施設が稼働できなくなるなどの影響も出ており、消費者の意識向上も求められる。（竹田章紘）

消費者庁 「危険性認識して」



再現実験で発火するモバイルバッテリー＝N I T E提供

「様々な製品に使われているが、危険性の認識は広がっていない。使う時、捨てる時は注意してほしい」。リチウムイオン電池による火災が相次ぐことを受け、消費者庁は2日に記者会見を開き、阪口理司・消費者安全課長が語気を強めた。近年、身近になったワイヤレスイヤホンや携帯用扇風機についての注意喚起も行った。

東京都杉並区で9月25日未明、マンション一室が燃える火災が起き、男女6人が軽症を負った。火元の住人女性は「スマートフォンをモバイルバッテリーにつないで充電していた。寝ていた時に音がして見たら、バッテリーから火が上がっていた」と説明したという。

都内では7月にもＪＲ山手線の車内で、乗客女性がスマホを充電していたモバイルバッテリーから発火し、山手線が大幅に遅延する事態になった。このバッテリーは中国製で、2023年6月にリコールが開始されていた。

リチウムイオン電池は、熱や衝撃に弱く、劣化した際などは火災の原因になるので特に注意が必要だ。独立行政法人「製品評価技術基盤機構」（N I T E）によると、去年のモバイルバッテリーによる火災は123件で、20年の47件から2・5倍以上に増えた。

モバイルバッテリーは18年に電気用品安全法の規制対象となり、安全性の基準に適合することを示す「P S Eマーク」の表示がない製品の販売は禁じられている。ただ、実際は中国製などの一部の製品は、基準を満たしていない虚偽の「P S Eマーク」をつけて安価に販売されているとみられ、国内の消費者がネットを介して海外事業者から直接購入した粗悪品が出回っている可能性があるという。

国は昨年、こうした海外事業者を同法の規制対象にするための法改正を行い、今年12月から施行される予定だ。海外事業者が直接国内向けにモバイルバッテリーを販売するには、責任者に当たる「国内管理人」を置くことや、製品を日本の技術基準に適合させることを義務付ける。

しかし、海外事業者が改正法を守るかは担保されておらず、粗悪品の国内流入を食い止められるか、見通しは不透明だ。

購入時に確認を

リチウムイオン電池などに詳しい「電力中央研究所」の池谷知彦シニアアドバイザーの話「購入する際は、P S Eマークや事業者名の有無、取扱説明書に製品の相談窓口の記載があるかなどを確認してほしい。使っていて高温になったり、変形したりしたら使用は控え、自治体などのルールに従って適切に廃棄する必要がある」

ごみ 混ざるな危険 収集車や処理施設 被害

リチウムイオン電池が原因となったごみ処理施設や収集車での火災も増えている。発生要因としては、モバイルバッテリーが最も多く、加熱式たばこが続く。

茨城県守谷市のごみ処理場で昨年12月、リチウムイオン電池が原因とみられる火災が起きて施設内が焼損。復旧は2027年9月の予定で、工事費などに約40億円かかると見積もる。今年5月には、東京都大田区の産業廃棄物処理施設でも同様の火災があり、施設復旧には1年以上かかり、費用も数十億円に上る見通しという。

環境省は今年4月、全国の自治体に対し、リチウムイオン電池を分別回収するよう求める通知を出した。同省の調査では、23年度時点で市町村の75%が分別を行っているとは回答したが、未実施の自治体も多かった。

東京都世田谷区は今月から、不燃ごみとしてリチウムイオン電池やモバイルバッテリーなどの分別回収を始めた。



5月にリチウムイオン電池が原因とみられる火災で焼損した大田区の産廃処理施設＝高俊興業提供

関連ワード

#消費者庁

#環境省

#製品評価技術基盤機構

#中国

#日本

関連ワードをすべて見る +

🔍 記事に関する報告

読売新聞オンラインに掲載している記事や写真などは、日本の著作権法や国際条約などで保護されています。読売新聞社など著作権者の承諾を得ずに、転載、インターネット送信などの方法で利用することはできません。

© The Yomiuri Shimbun.